

2025年度東京大学大学院法学政治学研究科  
先端ビジネスロー国際卓越大学院プログラム募集要項  
(総合法政専攻所属学生向け)

<先端ビジネスロー国際卓越大学院プログラムの教育研究上の目的>

先端ビジネスロー国際卓越大学院プログラム（以下、「本プログラム」といいます）は、急速に変貌しつつある広義のビジネスロー領域について、実務との密接な連携のもとで、理論的考究と実務面に関する知識の獲得の両面において大学院教育を強化することを目的とするものです。

<本プログラム募集要項>

1. 募集人員 10名以内

2. 出願資格

2025年度に東京大学大学院法学政治学研究科総合法政専攻の修士課程または博士課程に入学する者で、租税法、財政法、国際経済法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、破産法、労働法、経済法、国際私法、知的財産法、刑事学、社会保障法又は消費者法のいずれかを専攻する者。

博士課程対象のグリーントランスフォーメーション（GX）を先導する高度人材育成（SPRING GX）との併願は認められない。

他の国際卓越大学院教育プログラム(WINGS)に出願した者は、当該プログラムに不合格となった場合に限り、本プログラムへの再出願が認められる。ただし、他の国際卓越大学院教育プログラム(WINGS)に出願中の場合は、合格発表がなされるまでの併願は認められず、また、他の国際卓越大学院教育プログラム(WINGS)に合格した者は本プログラムに出願することはできない。

3. 本プログラム修了要件

(1) 修士課程の場合：下記のいずれも満たすこと。

- ① 本プログラム指定科目(注1)から26単位以上（うち、法学政治学研究科（総合法政専攻）の授業科目であるプログラム指定科目を18単位以上）を修得すること。なお、専攻指導を8単位まで含めてよい。
- ② 「先端ビジネスロー基礎セミナー」を2単位以上修得すること。

(2) 博士課程の場合：下記のいずれも満たすこと。

- ① 本プログラム指定科目(注1)から16単位以上（うち、法学政治学研究科（総合法政専攻）の授業科目であるプログラム指定科目を12単位以上）を修得すること。なお、専攻指導を8単位まで含めてよい。
- ② 「先端ビジネスロー発展セミナー（基礎編）」を2単位以上修得すること。
- ③ 「先端ビジネスロー発展セミナー（応用編）」または「先端ビジネスロー発展セミナー（医事法編）」を、2単位以上修得すること。

(注1) 本プログラム指定科目については、以下のURLをご参照ください。なお、先端ビジネスロー基礎セミナー、先端ビジネスロー発展セミナー（基礎編）、先端ビジネスロー発展セミナー（応用編）（いずれも木曜日5限（16:50～18:35）・隔週

で、Sセメスター、Aセメスターそれぞれ1単位科目として開講）、先端ビジネスロー発展セミナー（医事法編）は、いずれも本プログラム指定科目です。

<https://ablp.j.u-tokyo.ac.jp/registration.html>

(注2) 本プログラムの修了要件を満たすために取得した本プログラム指定科目の単位は、修士課程・博士課程のそれぞれの修了要件（修士課程については30単位、博士課程については20単位）に充当されます。

#### 4. 登録期間

本プログラムには、修士課程または博士課程の在学期間を通じて登録するものとする。

#### 5. 出願手続

##### (1) 受付期間

2025年 3月 7日（金）～ 同年 3月14日（金）

##### (2) 願書受付

提出書類等をPDFにして事務局により指定される受取フォルダにアップロードする。

#### 6. 提出書類等

##### (1) 先端ビジネスロー国際卓越大学院プログラム登録願書

##### (2) 研究計画書

（志望の動機・目的等を1,500字程度の日本語で記入すること。）

(注1) 登録願書及び研究計画書の書式と受取フォルダについては、先端ビジネスロー国際卓越大学院プログラム事務局にメールで問い合わせること。

(注2) 提出期日までに所定の書類が完備しない願書は受理しない。また、出願手続後は、どのような事情があっても、書類の変更や返却はしない。

(注3) 本プログラムの出願について、検定料の納付は不要である。

#### 7. 選考方法

研究計画書の内容と大学院入試成績の総合審査による。

#### 8. 選考結果通知

選考の結果、登録を許可された者には「登録許可通知書」等を、不許可となった者には「登録不許可通知書」をそれぞれ本人宛に郵送する。

#### 9. 注意事項

(1) 出願に当たって知り得た氏名、住所その他の個人情報については、本プログラムの選考および登録許可手続業務を行うために利用する。また、同個人情報は、登録許可者のみ①教務関係（学籍、修学等）、②学生支援関係（施設の利用等）に関する業務を行うために利用する。

(2) 本プログラムの修了者には、修士・博士の学位記（博士課程学位記にはプログラム修了を付記）とは別に、本プログラムの修了証を交付する。

(3) 本プログラムへの登録により、大学院修士課程または博士課程の学費以外の特別の費用負担を求めるとはしない。

(4) 修士課程で本プログラムに登録を許可された者（休学中の者、「東京大学リサーチ・アシ

スタント実施要領」に基づき東京大学リサーチ・アシスタント業務に従事している者、日本政府（文部科学省）奨学金留学生、日本台湾交流協会奨学金留学生、外国政府派遣留学生、月額15万円を超える額の給付型奨学金又は給与を受給している者を除く。）は、卓越リサーチ・アシスタントの委嘱を申請することができる（詳細は後日通知する）。なお、卓越リサーチ・アシスタントの委嘱を申請する者のうち、日本学術振興会の特別研究員（DC1）への応募資格を有する者は、特別研究員にも応募することが委嘱申請の条件となる。

- (5) 博士課程で本プログラムに登録を許可された者（休学中の者、独立行政法人日本学術振興会の特別研究員（DC）として採用されている学生、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金貸与を受けている学生、外国人留学生であって日本政府（文部科学省）奨学金若しくは独立行政法人日本学生支援機構の学習奨励費を受給している学生、母国の奨学金により支援を受けている学生又は本学の奨学金を受けている学生、月額15万円を超える額の給付型奨学金又は給与を受給している者を除く。）は、本プログラム奨励金の受給を申請することができる（詳細は後日通知する）。なお、本プログラム奨励金の受給を申請する者のうち、日本学術振興会の特別研究員（DC2）への応募資格を有する者は、特別研究員にも応募することが受給申請の条件となる。特別研究員に採用された者は、採用期間中、本プログラム奨励金を受給することはできない。

#### 10. 問い合わせ・連絡先

〒113-0033 東京都文京区本郷7丁目3番1号 法文1号館23番教室

東京大学大学院法学政治学研究科先端ビジネスロー国際卓越大学院プログラム事務局

ablp@j.u-tokyo.ac.jp

<https://ablp.j.u-tokyo.ac.jp>